

みんな知ってる!?

国民年金

国民年金は日本に住む20歳以上60歳未満の人は必ず加入し、保険料を納める義務があります。会社員や公務員などは厚生年金に加入します。一定期間以上納付した場合、原則65歳から年金を受け取ることができます。

☎国民年金課(TEL)6384・1209(FAX)6368・7346)

! 1月から国民年金課の窓口は市役所高層棟2階233番窓口に変更になりました。



よくある質問



Q 会社を退職したので国民年金に加入したいのですが、窓口に行かなくても手続きはできますか。

A 国民年金の加入手続は窓口に行く以外にも、所定の用紙※に記入のうえ、郵送で手続きすることができます。



Q 国民年金保険料を納めるのが経済的に困難です。保険料の納付を免除する制度はありますか。

A 収入の減少や失業などで国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合、保険料の免除申請をすることができます。また、令和2年5月1日から、新型コロナウイルスの感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合も免除申請をすることができる、臨時特例手続も開始しています。申請は所定の用紙※に記入のうえ、郵送でも可。

Q 学生ですが、国民年金保険料を納める必要はありますか。

A 学生でも、20歳以上であれば国民年金に加入する義務があり、保険料を納める必要があります。ただし、学生は申請すれば在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。申請は所定の用紙※に記入のうえ、郵送でも可。

Q 年金について質問があるのですが、どこに相談したらいいですか。

A 年金の相談は、窓口に行く以外にも電話やメールでの相談のほか、年金事務所や年金相談センターでも行えます。また、市では毎週金曜日にZoomでのオンライン相談を行っています。詳しくは市ホームページを確認してください。

※所定の用紙は市と日本年金機構のホームページからダウンロードできます。

年金の各種制度
申請などに必要な用紙の書き方
市ホームページで動画配信中

加入手続きや免除、学生納付特例に必要な用紙の書き方について、市ホームページで動画を配信しています。郵送申請する場合など参考にしてください。

